「暴風警報」発表時の対応について

- <暴風警報発令時の登下校について>
 - ①<u>生徒の登校する以前</u>に、愛知県全域(または<u>愛知県西部、西三河南部、刈谷市</u>)に「暴 風警報」が発令されている場合は、登校しないで自宅で待機してください。
 - ②午前11時までに「暴風警報」が解除された場合は、次のようにします。

暴風警報が解除された時刻	授業開始時刻
午前6時10分より前	午前 8 時 10 分までに登校
午前 6 時 10 分~午前 11 時 00 分	解除後2時間後までに登校
午前 11 時 00 分より後	授業中止 (休業日)

- ※解除後の登校が12時を過ぎる場合は、家で食事をとってから登校してください。
- ※午前 11 時までに警報が解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水等により登校 が危険なときは、登校しなくて結構です。
- ③生徒の登校後に、愛知県全域(または<u>愛知県西部、西三河南部、刈谷市</u>)に「暴風警報」が発令された場合は、次のようにします。
 - ○学校の対応について
 - ・授業を中止して、速やかに下校します。(絆ネットでも連絡します)
 - ○家庭の対応について
 - ・生徒帰宅の際の、家庭での受け入れについてご配慮ください。

「大雨警報」発表時の対応について

- <大雨警報発令時の登校について>
 - ○朝の部活動は中止とします。
 - ○授業は通常通り実施します。

ただし、道路の冠水、河川の増水等により登校が困難な場合は無理に登校しないでください。(生徒は自宅待機し、保護者は学校に連絡してください。)

地震発生時の対応について

<地震発生時の登下校について>

- ①<u>生徒の登校する以前</u>に、**震度5弱以上**の地震が発生した時、または「**東海地震注意情報**」あるいは「**東海地震予知情報」**が発令された場合は、登校しないで自宅で待機してください。
- ②生徒の登校後に、震度5弱以上の地震が発生した時、または「東海地震注意情報」あるいは「東海地震予知情報」が発令された場合は次のようにします。
 - ○学校の対応について
 - ・授業を中止して、通学路の安全を確保した後、速やかに下校します。安全が確認されない場合は学校待機とします。(絆ネットでも連絡します)
 - ○家庭の対応について
 - ・生徒帰宅の際の、家庭での受け入れについてご配慮ください。
- ③地震防災対策強化地域判定会が「安全宣言」を発した後は、授業を再開します。暴風警報解除時の方法に準じて、生徒を登校させてください。

「特別警報」発表時の対応について

※「特別警報」の発表規準について

- 数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて、 「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」、「暴風雪」、「大雪」の特別警報として発表される。
- 「大津波警報」、「噴火警報」、「緊急地震速報 (震度 6 弱以上)」は特別警報として位置づけられる。ただし「○○特別警報」として改めて発表はされない。

<「特別警報」発表時の学校の対応について>

「特別警報」発表時	学校の対応
(1)生徒が登校する日の <u>午前0時以降(当</u> <u>日)</u> に「特別警報」が発表されている場合	・ <u>休校</u> とする。
(2)生徒の <u>登校後</u> に「特別警報」が発表 された場合	・即刻、授業を中止し、生徒の<u>緊急下校</u>を行う。・災害の状況、気象・通学路の状況により生徒を学校に留め置く場合もある。

<その他の注意事項等について>

- ・ 地震発生の際の学校の対応は、上記の緊急地震速報にかかわらず、<u>**震度5弱以上</u>で、** 緊急下校とします。</u>
- ・ 台風時等における暴風警報、大雨警報についてはこれまで通りの対応とします。
- ・ これらの場合は、可能な限り本校の「きずなネット」でも配信します。